

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第3回）

1 日時 令和7年1月17日（木）10時00分～11時50分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

穴戸座長、山本座長代理、上沼構成員、大谷構成員、曾我部構成員、増田構成員、森構成員、山口構成員、

（2）オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、吉田情報流通振興課企画官、武田情報流通適正化推進室課長補佐、大滝情報流通適正化推進室課長補佐

（4）警察庁

柴田組織犯罪対策第二課理事官

4 議事

（1）今後の検討事項（案）について

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 定刻となりましたので、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」第3回会合を開催させていただきます。本日の会議につきましては、WEB会議システムにより開催としております。まず、事務局よりWEB会議による開催上の注意事項や案内事項がございます。よろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 総務省 情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室の大滝でございます。それでは、WEB開催に関する注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきます。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もOFFにさせていただきますよう、お願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めます。ご発言の際には、マイクと映像をONにしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもOFFにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛にご連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、資料3－1から資料3－3、参考資料3－1の計4点を用意しております。注意事項とご案内は以上です。なお、本日は生員構成員が御欠席と伺っております。それでは、これ以降の議事進行は、宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願いいたします。

【宍戸構成員】 それでは、議事に入ります。本日まず議事の1でございますけれども、今後の検討事項案について、資料3－1から資料3－3に基づき事務局よりご説明をいただきたいと思います。その上で議事の2といたしまして、今後の検討事項案について意見交換の時間を取らせていただきます。資料の内容に関する質疑についてですけれども、資料3－1につきましては、議事2の意見交換の際にまとめて質疑応答の時間を取らせていただきたいと思います。また資料3－2、資料3－3につきましては、議事1の中で事務局、それから警察庁様からそれぞれご説明があると聞いておりますので、それぞれの説明の後に質疑応答の時間を設けたいと考えております。

まずは資料3－1今後の検討事項案について事務局よりご説明をお願いいたします。

【大滝補佐】 事務局から今後の検討会における検討事項案について説明させていただきます。

きます。デジタル空間における情報流通の諸課題に対する対応といたしまして、まずは昨年5月に成立した情ブラ法の早期施行に向けて準備を進めてきました。情ブラ法につきましては、昨年の検討会で省令案と関連する違法情報ガイドライン案について、構成員の先生方に検討いただきまして、昨年末にパブコメにかけておりまして、引き続き早期施行に向けて粛々と対応していきたいと思っております。今後の検討といたしましては、第1回検討会の時に提示した検討会の役割の中でも記載させていただきましたが、健全性検討会における制度的対応に係る提言を受けた深掘りをしていきたいと思っております。その際に、デジタル空間における情報流通に係る問題として様々に生じているところですが、昨年から特にSNS等を利用した闇バイトによる犯罪が問題として立て続けに起こっておりまして、これを受けて政府としても対策強化に関する緊急対策を公表するなどをしておりますので、こういった動きも踏まえながら検討をしていきたいと思っております。そして今後の検討会の大きなスケジュールでございますが、諸外国での対応も参考にしながら検討していきたいと思っております。また、プラットフォーム事業者に対するヒアリングも実施したいと思っております。ヒアリングの内容といたしましては、昨年の12月18日に総務省より各事業者に対して闇バイト問題への対策を行うように要請を出しておりまして、そちらの要請の内容につきましては、この後また詳しく説明させていただきたいと思っておりますが、その要請を受けた事業者における取組内容や、それに限らず違法情報対策として現状何を行っているのかといったところについて実態をきちんと確認していきたいと思っております。そして今年の夏頃にこういった制度的対応の方向性の整理を行うことを目指して進めたいと考えております。

続いてスライド2とスライド3になりますが、健全性検討会における提言の深掘りをしていくに当たって、提言の内容を概要とはなりますがスライドでまとめさせていただいております。また、参考資料3-1でもとりまとめの内容を抜粋する形で詳細版を付けさせていただきましたので適宜参照いただければと思います。こちらのスライドにおいて提言の中の広告に関する事項につきましては、広告ワーキンググループで検討しておりますので記載を省略しております。広告以外の項目といたしましては大きく四つの項目がございますので、一つずつ簡単におさらいとして見ていきたいと思っております。まず一つ目のプラットフォーム事業者による偽・誤情報への対応の在り方についてですが、さらに論点としましては、対応を検討すべき偽・誤情報の範囲をどのように考えるべきかといった点や情報の流通・拡

散を抑止するためのコンテンツモデレーションとして、どのようなものが考えられるかといった論点がございます。このコンテンツモデレーションの検討に際しては、偽・誤情報の範囲に照らした比例的な対応をするのがいいのではないかと提言されております。また、どのような主体からの申出や要請をきっかけとしたコンテンツモデレーションの実施を促進していくべきかといった点などについて、コンテンツモデレーションの実効性確保のための方策も論点となっております。そして、本人確認の厳格化を含め情報の発信自体を抑止するためのその他の方策についても論点として含まれております。続いて大項目の2として、プラットフォームサービスが与える情報流通の健全性への影響の軽減につきまして、リスク評価といったような形でサービスが与える社会的影響を事前に予測をして、その予測結果を踏まえて軽減措置を講じるといった対応の在り方が提言されております。特に偽・誤情報が問題となった災害発生時などにおいて、この影響予測と軽減措置を確実に実施するための制度整備についても提言がなされているところです。

大項目の3としましては、マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組みの整備について提言がなされております。具体的には、連携・協力の目的をしっかりと検討していくことやマルチステークホルダーによる協議・決定の実効性を担保するために協議会の設置を検討すること、その協議会を設置したときに協議会に持たせる役割や権限などについても検討することが提言されております。最後に大項目4としてその他全体に共通してくる事項になりますが、執行手段やプロセスの検討、あとは対象とする事業者の範囲の検討、そして生成AIの利用が広がっているところですので、生成AIを用いて生成される情報への対応の検討などについても提言がなされております。

続いてのスライドですが、本日構成員の先生方にご議論いただきたい点をまとめさせていただきました。こちらのスライドの説明とこれに基づくディスカッションに入っていく前に先ほど話題として出た闇バイト問題について、これまでの検討会の中で取り上げられてこなかったところですので、この問題の実態やこれに関する政府の対策の動き、そして総務省としてどのような取組を考えているかにつきまして、警察庁と事務局から概要をそれぞれ説明させていただきたいと思っております。これらの情報について先生方のご参考としていただきまして、その上で、こちらのスライドの論点について再度簡単に説明させていただき、意見交換の場に入っていけたらと考えております。事務局からの説明は以上になります。

【宍戸座長】 ありがとうございました。先ほど申し上げましたとおり、ただいまの事務

局からの説明に関する質疑応答は、この後、資料３－２、３－３を警察庁、総務省からご説明いただいた後に時間をとらせていただきます。議事２の中で行います。

続きまして、議事１がまだ続いているのでございますけれども、ただいま事務局よりご説明がありましたとおり、闇バイト問題の実態等について、まずは資料３に基づき、警察庁組織犯罪対策第２課柴田理事官よりご説明をお願いいたします。

【柴田理事官】 警察庁組織犯罪対策第２課の理事官をしております柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは私の方からは「闇バイト」の現状ということで、昨年の後半から相次いだ強盗等事件の概要も含めまして、お時間の中でご説明をさせていただきたいと思います。まず、昨年８月以降に発生をいたしました一連の強盗等事件について概要をご説明させていただきます。昨年の８月以降、関東地方におきまして一般住宅や質店に押し入り、現金や貴金属等を強取する強盗等事件が相次いで発生をしております。中には被害者がお亡くなりになる凄惨な事件も含まれており、非常に悪質な事案と考えております。まずいわゆる「闇バイト」についてでございますが、明確な定義はございませんけれども、SNSなどで仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆したり、犯罪の実行者を募集する投稿あるいは当該投稿に関する情報を「闇バイト等情報」と呼称することがございます。「闇バイト」と表現しますと軽い印象になってしまいますが、現在検討会の方で検討していただいているガイドライン案にも示していただいているように「闇バイト」を募集する行為といいますのは職業安定法違反でございますし、それに応じて行う行為も完全な犯罪でございますので、警察におきましては、「闇バイト」情報ということではなく「犯罪実行者募集情報」と呼称するようにしています。先ほどご紹介した昨年８月以降の強盗等事案についてもこうしたいわゆる「闇バイト」の募集に応じたものが実行犯として使われた事案でございました。特徴でございますけれども、まず犯行グループの指示役など中核的な位置にいる者についてはSNS等を利用して、自分は実行犯として現場には出てこずにSNS等を利用して実行犯の募集をする。その際にX等のSNSで高額、即日即金、ホワイト案件といった内容で募集をかけております。そこに応募した者はシグナル等の匿名性の高いアプリに誘導され個人情報を送信させられ、その後脅迫される例もございます。応募して実行犯となった者の多くは２０歳代以下の若年層でありまして生活苦や借金返済といったことを理由に金銭目当てで応募した旨を供述するケースが目立っているというところです。ご参考でございますが、資料の下半分でございますけれども、これは強盗ではございませんが、特殊詐欺の受け子、あるいは出し子、特殊詐欺の実行犯につきましても、いわゆる「闇バイ

ト」で募集されるケースが多いことから警察で調査をしている実務統計についてご紹介をしております。こちらは、昨年の1月から10月末までに警察が検挙した受け子等について、その供述等から受け子等になった経緯についてまとめたものになります。一番左の総数をご覧いただきますと、全体の約4割強がSNSから応募をしている状況、それから右側にいきますと10歳代、20歳代ということでグラフを掲載しておりますけれども、10歳代はSNSから応募が知人からのご紹介に次いで27%。これが20歳代になりますと、SNSの募集が最も多くなりまして45.9%といった状況になっております。やはり「闇バイト」の入口にSNSが多く使われているということがこの特殊詐欺の受け子等の調査からは見られるというところでございます。

続きまして、いわゆる「闇バイト」を利用した凶悪犯罪の構造ということで実行犯がどのように「闇バイト」、犯行に巻き込まれていくかというところをもう少し具体的にご紹介したいと思います。まず左側でございますが、犯罪グループと実行犯のSNS上のやり取りをイメージ化しているものです。まず犯罪グループはX等のSNSでいわゆる「闇バイト」の募集投稿をいたします。これを見た実行犯（応募者側）がSNS等でこれに興味があるということで犯罪者グループに対してコンタクトを取ると右側の特徴の一番上に書いておりますけれども、匿名性の高いツール、シグナルあるいはテレグラムといったコミュニケーションツールのインストールを求められ、そのツールをインストールして具体的なやり取りが始まるということでございます。このやり取りの中で仕事だからということで免許証あるいはパスポートといった個人情報が載せられているものの画像、そして本人の顔画像や住所、中には自分の家の画像といったものを送ることを要求され、実行犯側はそれを送ってしまいます。そうしますと犯罪者グループからそういった情報を盾に、仕事というのは強盗の実行犯だというような犯行を指示され、応募した者については既に自分の個人情報あるいは実家の情報を渡しているために、その指示に抗えないということで、犯行に加担してしまうといった構造がございます。右側の特徴の二つ目にございますけれども、やはりこういったいわゆる「闇バイト」といった情報に対する危険性の認識や情報リテラシーが応募者側に欠けているということは一つ問題かというところがございます。また犯罪者グループ側の悪質性というところですが、応募した者から個人情報（自身、家族も含めて）を求めて、応募者本人、あるいはその家族がどうなってもいいのか、というような脅迫から逃げられない状況を作り出して、犯行に加担させるといった非常に悪質な構造がこの強盗等の実行犯の募集には見られるというところであります。

続きまして、一連の強盗等事件の背景に存在をしております匿名・流動型犯罪グループについてご紹介をさせていただきたいと思います。近年暴力団の勢力が減衰する中で台頭してきたのがこのいわゆるトクリュウグループというものです。その特徴といたしましては、特殊詐欺、SNS型の投資・ロマンス詐欺、組織的な窃盗や強盗、悪質なホストクラブ事犯など様々な犯罪に関与し、資金獲得活動をする。その収益を吸い上げる中核的な部分は匿名化をされています。犯罪行為を行う者についてはSNSを通じて募集をし、緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化しながら、メンバーを入れ替えながら犯罪を敢行していくといった特徴を有する犯罪集団、トクリュウグループが現在治安対策上の脅威となっております。警察庁ではこれらのトクリュウグループについて実態解明、取り締まりを強力に推進をしているところであります。先ほどの強盗の事案についても、特にこのグループの犯行の特徴と合致をしております、トクリュウグループがその背景に存在しているものと我々は見えております。下の部分ですけれども、参考といたしましてトクリュウグループによるものとみられる主な資金獲得犯罪の検挙人員ということでご紹介をしております。主な罪種として詐欺・窃盗・薬物事犯・強盗・風営適正化法と載せておりますけれども、数字はこのような形になっておりまして、数字の下の括弧で示したもののというのがSNSの犯罪実行者募集情報に応募して、加担し検挙された者の内数になっております。

続きまして一連の強盗等事件を踏まえた警察の取組、主に防犯対策についてご紹介をしたいと思います。まずは犯罪実行者募集投稿への警告・削除ということであります。そのうちの一つ目は募集投稿に対する個別警告ということで、X上で発信をされている犯罪実行者募集投稿、いわゆる「闇バイト」情報に対しまして、警察庁においてリプライ機能を活用してそういった情報を投稿しているものに対して、迅速に個別警告を実施しております。この事業につきましては、今年の4月から実施をしておりますけれども、今年の4月から12月末までに暫定値であります、約4800件の警告を実施しております。続いて募集投稿に対する削除依頼ということで、インターネットホットラインセンターから犯罪実行者募集をしている投稿に関しましてSNS事業者への削除依頼を実施しております。これまでの削除件数ということで今年の4月から11月までの暫定値でありますけれども、約3467件ということでこれまで削除してきている状況がございます。

次に防犯対策の二点目でございますけれども、一連の強盗等事件を受けた緊急の対策ということで、ご説明をさせていただきます。まず緊急の対策の一つとしてしまして、警察からの呼びかけがございます。こちらもしかしたらご覧になられた方もいらっしゃるかもしれ

ませんけれども、警察庁の公式XあるいはYouTubeで犯罪に加担しようとする者などに対して脅迫されていることを理由に犯罪に加担するのではなくて、勇気をもって抜け出し警察に相談をしてほしい、警察に相談をいただければ必ず保護しますということの呼びかけを実施してきております。あるいは警察庁のホームページに犯罪実行者募集情報の特徴をまとめた資料も掲載をしているというところでもあります。先ほど申し上げた呼びかけに関しましては、呼びかけを行ってから警察が保護措置を講じたものとして昨年の12月16日までの数字であります。158件となっています。具体的にどのような事例があるかというところでもありますけれども、少し進んで資料の一番下になりますが、Xで高額収入と書かれた投稿を見て、シグナルに誘導された。先ほども申し上げたとおり、個人情報を送信した後に相手から仕事の誘いがあり、仕事の内容を見るとこれは犯罪になるなということで断り続けていたところ、本人は、やり取りをしていたシグナルをアンインストールまでしたのですが、LINEで連絡を取られて、「お前、逃さないからな」というようなメッセージが送られてきて怖くなり警察に相談をいただいたといった事例がございます。続いて、呼びかけの次でございますが、警察による警戒の強化ということで深夜帯における住宅地周辺の警戒活動を強化したり、あるいは職務質問をこれまで以上に徹底をするということで防犯対策を進めてきているところでもあります。続いて補正予算等による対応ということでございます。こちらはまだ一部関係省庁と調整中のところがございますけれども、地域防犯力の強化への支援ということで、地方自治体や地域における防犯カメラ等の整備や青色回転灯装備車、いわゆる青パト、あるいは防犯資器材といったものの支援をさせていただくということ、あるいは広報啓発の強化ということを通じまして、防犯対策の推進を図っているところがございます。

最後に、先ほど総務省様からのご説明にも若干ございましたけれども、一連の強盗事件の発生を踏まえまして昨年の12月に取りまとめられた緊急対策がございます。この緊急対策については、昨年の6月に「国民を詐欺から守るための総合対策」というものが犯罪対策閣僚会議で決定をされておりまして、こちらは特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺などの詐欺を中心としつつ、強盗対策も盛り込んだ形で総合対策を取りまとめておりましたけれども、一連の強盗事件の発生を踏まえまして、緊急的にこの総合対策をフォローアップするとともにその対策をさらに強化・拡充するためのものということで、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」というものが昨年12月犯罪対策閣僚会議において取りまとめられておりますので、こちらについてご説明をさせて

いただきます。主に警察庁関連の取組について触れさせていただきますのでご了承ください。できればと思います。緊急対策の内容でございますが、まず1「被害に遭わせない」ための対策ということで、こちらにつきましては先ほども若干触れておりますが、防犯カメラの増設や地域の防犯力の強化といったものが政策のメニューとして盛り込まれております。続いて、2「犯行に加担させない」ための対策といたしまして、下の二つが警察庁関連施策になりますけれども、若者に訴求力の高い広報啓発事業やインターネットホットラインセンターの更なる増強ということが盛り込まれております。

続いて3「犯罪者のツールを奪う」ための対策といたしまして、こちらは二つ目の丸でございますけれども、被害金の追跡、これは強盗ですので現金等を強奪されるわけですが、その後、口座に振込み等されて犯罪収益が中枢側に渡っていくといったお金の流れというものを迅速に追う必要がございますので、警察から金融機関に照会を行う場合には、金融機関からそういったご回答を迅速にいただけるように金融機関への照会・回答の迅速化を図るというものが盛り込まれております。最後、4「犯罪者を逃がさない」ための対策といたしまして上の二つでございますけれども、現行法の範囲内で実施可能な仮想身分捜査というものを早期に実施をすることや警察におけるサイバー犯罪対策の更なる強化、情報技術解析の高度化といったものを進めるということが施策のメニューとして盛り込まれているところでございます。私からの説明はおおむね以上でございますけれども、最後に一言付け加えさせていただきますけれども、今の検討会の前身となった昨年の健全性検討会の方で昨年の4月にSNSの投資・ロマンス詐欺についてご説明をさせていただきました。当時は著名人になりすます形の偽広告を含むバナー広告というものが、当初接触手段いわゆる犯罪者から被害者にコンタクトを取る手段として多くございましたけれども、この1年も経たないうちに現在ではこの広告入口の被害というのが減ってきておりまして、これは様々な対策が講じた成果であるとも考えられますけれども、現在は犯人側から被害者に対する接触というのはSNSのダイレクトメッセージに移り変わってきています。現在「闇バイト」の投稿される主なプラットフォームについてはXでございますけれども、そこから他のSNSに対して移行をしているケースも、我々の確認している事例ベースでは見られるところでありますので、現在使われているプラットフォームだけではなくて、やはり関係事業者が幅広く対策をする必要があろうかと考えるとともに、そういった手口の変化につきましてもできる限り想定をする、あるいはそういった変化に速やかに対応できる仕組みを盛り込んだ対策が大切というように、私としては考えておりますということを最後に申し上げさせて

いただきたいと思います。私の方からのご説明は以上でございます。

【宋戸座長】 柴田理事官ありがとうございました。最後の点も非常に重要なご指摘だったと思います。それではただいまの警察庁様からのご説明について、構成員の皆様からご質問あるいはコメントあればいただきたいと思います。チャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ご説明いただきましてありがとうございました。大変よく分かりました。冒頭でお話しいただきましたように、これは職業安定法違反ということになっていまして、ちょうど本日の資料3-1の方の参考のところになるのかもしれませんが。闇バイト関連箇所ということで、職業安定法違反であると雇用しようとする者の氏名・名称等は書かれていないということで違法情報ということになっていきますけれども、これは簡単に言ってしまえばたまたまであるということでございまして、先ほど柴田さんからのご説明にもありましたように違法の実態を表していないということです。名称も闇バイトや職安法違反ということではなくて犯罪実行者募集情報であるというようにお呼びになっているというようにご説明いただきました。これは全くごもっともなことでして、やはり違法性に着目した違法性の実態を捉えた呼び方をしなければいけないと思うのですけれども、同時に現行法上は単なる職安法違反としか扱われませんので、大雑把なことを言えば職安法違反としての対応ということになってしまいます。しかしながらその実態はより非常に危険な行為なわけですので、これを違法情報としてつまり職安法に依存するのではなく、犯罪実行者募集情報として違法化するということを検討されていますでしょうかというのがお尋ねしたいことでして、私の意見としては是非ともそのようにしていただいた方がいいのではないかと思います。といいますのもやはり職安法違反ということであれば、労働者保護の法律ですので違法性というのはその程度のものでありまして、当然のことながら表現の自由とのバランスの中でいろいろ考えていくということになります。そうしますとそれを知りつつ放置したSNS管理者等の行為というものもその限度でのみ責任を問われるということです。他方で表現の自由と申しまして、それはもちろん大切なものではあるわけですが、ご説明いただきました資料の4ページのところに警察庁としてX上の犯罪実行者募集投稿に対する返信をつけていただいているわけですが、おそらくは非常に犯罪実行者募集である可能性が高い投稿に対して警察庁からこの投稿は犯罪実行者募集している恐れがあります、逮捕され懲役などの刑罰を受ける可能性がありますとリプライをしています。これは全く適切なご対応だと思いますけれども、結局のところこの投稿について

表現の自由というものは全く保証されていないということです、そしてまたそれではいいと思っておりますので、法制度のもとで犯罪実行者募集情報、犯罪実行者募集投稿として違法である、そしてそのような投稿を知りつつ放置するプラットフォームも場合によっては違法であるとしていただくことが事態の解決により繋がっていくのではないかと思います。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ご意見とご質問の部分とありますが、ご質問の部分について柴田理事官から何かご説明等あればお願いいたします。

【柴田理事官】 警察庁柴田でございます。ご質問とご意見ありがとうございました。今森構成員からいただいたご質問につきましては、現在犯罪実行者募集情報については職安法違反ということで違法情報取り扱われているわけですが、そもそもそういった犯罪実行者募集情報というものの投稿を違法化すべきか否かといった検討はしているのかといったご指摘・ご質問だったというように受け止めております。まず端的に申し上げますと、現状警察庁におきましてはそういった検討等というのはされていないというように私自身は認識をしております。警察の対応といたしましては先ほどご紹介をいたしました個別警告やインターネットホットラインセンターの削除、あるいは事件化ということでいきますと職安法違反で検挙をする、場合によってはまだそういった個別の事案は私も把握はないのですが、こういった投稿をすること自体がそもそもその先にある強盗、あるいは詐欺といった行為を認識した上での投稿であれば、強盗や詐欺の幫助のようなものも想定はされるというように考えておりますけれども、現在の法令の範囲で対応をしておるところでありまして、個別の犯罪実行者募集情報をそもそも違法化することまでの検討はされていないというのが回答となります。

【宋戸座長】 ありがとうございました。それでは続いて増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 ご説明ありがとうございました。アカウント取得の際に本人確認がもっと厳密に行われるようなことが実行された場合、こうした職安法違反などの違法情報があったときに確認などを警察庁として行う可能性というのはあるのでしょうか。

【柴田理事官】 ご質問ありがとうございます。今の増田構成員からいただいたご質問のご趣旨ですが、SNS事業者の方で例えばアカウント開設時の本人確認が強化されるということであれば、こういった犯罪実行者募集投稿を警察で把握した場合に捜査の端緒として本人確認で得られた情報について事業者に照会をするなりして捜査に使う可能性があるかといったご質問と受け止めました。その可能性はもちろんあると思っています。私の認

識といたしましては、SNS事業者による本人確認の強化というのは、主には二面あると思っています。まず一つは本人確認を強化することによって、本人確認に用いる本人確認書類や携帯電話番号といったものを入手するといった点で一定のハードルが上がるということ、犯罪実行者募集がやりにくくなるということ、それから2つ目が、事後の話あるいは投稿した後の話であれば、今ご指摘いただいたように捜査の観点から警察から照会をして被疑者にたどり着く、追跡可能性が高まるといったところであると考えておりますので、今ご指摘いただいた通り本人確認の強化が進められれば警察としては捜査にも活用していくことになるかと思っています。

【宋戸座長】 ありがとうございます。曾我部構成員、お願いいたします。

【曾我部構成員】 ご説明どうもありがとうございます。まず先ほども出てきた資料の4ページ目の個別警告と削除依頼という部分について2点ございます。一つは個別警告と削除依頼の使い分けについての考え方ということをお尋ねしたくて、ホットラインセンターは現状有害情報としてガイドライン上位置付けられているように思われますが、ただ先ほども言及いただいた総務省の検討会で先般検討しましたガイドラインでは違法情報に当たり得るということになっておりますので、それで言いますとホットラインセンターにおける扱いも違法情報ということで位置付けを考え直す余地があるのかどうかということが一つです。それから個別計画と削除依頼は現状どういう使い分けになっているのかということも関連してお尋ねしたいと思います。

もう一つは全然的な外れかみ恐れず恐縮ですけれども、今回のご紹介は日本語話者向けのSNSを通じた募集ということだと思っておりますけれども、これとは別に一般に報道はされているところで在留外国人がそれぞれの母国語のSNS上のコミュニティがあって、それを通じて同じような闇バイトといいますか、犯罪の疑いのあるような仕事を募集して実行に及ぶというようなことも報道ベースでは時々、見たりするわけですが、今回の一連の対策というのは在留外国人の母国語でのSNSコミュニティにおけるこの種の活動に関しても射程が及んでいるということなのではないかということが2点目です。

【柴田理事官】 ご質問ありがとうございました。まず1点目につきまして、現在IHCにおきましてこの犯罪実行者募集情報については有害情報と捉えているところをガイドラインの改正を受けて違法情報という形で位置付けを変えることがあるのかというご質問だったかと思います。この点についてはそのとおり考えておりますので、ガイドラインが改正されましたらIHCの運用につきましても、それに合わせて改正をしていくというように

考えているところであります。続きまして2点目、個別警告とIHCの削除依頼の使い分けということでもありますけれども、まず個別警告と削除依頼のスピード感の違いが一つあるかと思います。個別警告につきまして、警察庁ではAIを使ってX上の「闇バイト」情報と思われるものを集約してきまして、その中から人間がこれは警告すべきというものを判断しリプライを実施する。これはおおむね1日程度で実施をしております。他方でIHCの方は情報を集約されてから削除依頼を出すまでに時間を要する場合もあると聞いておりますので、この点はスピード感ということでは違いがあるのかなというところです。IHCの削除依頼の方は削除依頼を出して事業者が消せばその情報自体もすぐに消えてしまうという反面、個別警告の方は検索をして投稿を見た人間が警察庁の個別警告に触れることによって、これはまずいなというような認識を持っていただく可能性があるということで、こういった観点での使い分けはあるかというように考えております。

いただきました最後のご質問でございますが、在留外国人が母国語をベースとするSNSコミュニティでいわゆる「闇バイト」について加担をするような事例が見受けられるということで、今回の緊急対策というものはそういった在留外国人のSNS上のコミュニティについても射程に入れているのかということでございますけれども、まずこの点につきましては、完全に私個人の認識でございますが、今回の一連の議論の中で明確に外国人が主に母国語を使っているSNSコミュニティについても対策をしていく必要があるというような点を明示した議論については、私個人は触れておりません。他方でご指摘いただいたとおり、外国人が「闇バイト」のようなものに加担をするきっかけとして、母国語で運用されているSNS上のコミュニティで応募をするということはございますので、警察といたしましてはそういったものについても視野に入れて対策を講じていくということが必要になるのかというようには考えております。現状、具体的にどう対策を打つかというところまでは考えておりませんが、そういったことも今後検討が必要になるものというようには考えております。以上でございます。

【曾我部構成員】 どうもありがとうございます。相談の件は、今だとボリューム的にはやはり日本人の犯罪の方が多いということだと思いますので、しかしながら悪質事案もある中で、やはり何らかのことを考えていく必要がある、ただ対策としてはやはりホットラインセンターがやっているようなことになってくるかと思うので、要するに外国語対応を考えないといけないのかと思ったりもいたしますので、今後ご検討いただければと思います。ありがとうございました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。柴田理事官、非常に重要な問題提起をいただいていますので、この後も山口構成員、山本構成員、大谷構成員と3人の構成員からご質問の希望があります。予定していた警察庁様のお時間よりかかってしまいますけれども、この場でご対応大丈夫ですか。

【柴田理事官】 大丈夫でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。お許しをいただきましたので、それでは山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 ご説明いただきありがとうございます。今この闇バイトというものが非常に大きな社会問題となっている中、対策が必須だということは私もよく理解しております。ご説明いただいた現在の取組というところ、非常に良いものだと思いますし、また今後の対策の方向性というところもすごく良いと思いますので、具体的にどんどん進んでいくというところを期待しております。その上で私から2点コメントをさせていただきます。まず一点が、P6でSNSアカウント開設時の本人確認の強化ということがございました。主に私の場合は青少年保護の文脈から年齢確認の厳格化というところは重要だと考えているのですが、他方でこういった本人確認の強化を進めると影響範囲は犯罪者だけではなく全ユーザーになると思います。つまり実質的なインターネット実名制にも繋がっていくということになりますので、表現の自由とのバランスが求められるというように感じているところと、もう一つが、個人情報をプラットフォーム事業者に渡すことはかなりリスクがあって、流出リスクなども増加していきますので、そういったところとのバランスを見ながら慎重に検討する必要があるかと思います。やはり対策というところはできれば犯罪者のみに効果的に効くような取組の方が望ましいと思いますので、そういったところをやり尽くした上での話になってくると感じました。

もう一点、この検討会並びに私の専門に関連するところで申しますと、SNS上での対策強化は必須だと思います。やはり窓口になっているところですので対策しなければいけない他方で、実際問題として何が闇バイトかということを例えばプラットフォーム事業者が判定して削除したりするというのは、もしかしたら結構難しいと感じました。つまりどういった募集が闇バイトですというように認定できるのかは難しい作業だと感じます。ただ現在個別警告としてやられているような取組というのは、別に削除要請もされていますけれども、同時に個別に警告を促すというようにどこをやっているものなので、これだったら判断が100%でなくてもできるようなことだと思いますので、こういったことをブラッ

トフォーム事業者が例えば自動的にラベル付けするといったようなことを要請するということは対策としてあり得るかなというように感じた次第です。私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。山口構成員からコメントとして承りました。それでは山本構成員、お願いいたします。

【山本座長代理】 2点ご質問がございます。一点目が個別警告についてですけれども、これの効果についてどれぐらい把握されているかということと、それから警察庁の名前を語った投稿のようなものが実際あるのかどうか、そういうことにお困りになっているのかどうかというところについて伺えればと思いました。

もう一つ、削除依頼ですけれども、削除件数については先ほどのスライドで上がっておりますが、実際削除依頼をした件数と実際に削除された件数について差し支えなければご教示いただきたい。あるいはどれぐらいの割合で実際に削除されているのか、その辺りを教えていただければと思いました。以上です。

【宍戸座長】 柴田理事官、よろしくお願いいたします。

【柴田理事官】 ご質問ありがとうございました。まず、ご質問をいただいた一点目でございますが、個別警告の効果というところでありますが、こちらはあくまでも警告でございますので、その後何か投稿が削除されるといったことは直接的には効果としてはございません。反射的な効果として統計上数字はとっていませんが、個別警告をした後に比較的多くの犯罪実行者募集情報の投稿は削除されているというように認識をしています。これが投稿したものがまずいと思って削除しているのか、あるいはプラットフォーム側が個別警告に気づいて削除しているのか、いずれかは分かりませんが個別警告をすることによって投稿が消されているといった効果はあるというような認識はしております。

続いてご質問の2点目ですけれども、こういった取組を進めていく中で警察を語ったなりすましがあるかということでございますけれども、現時点まではそういったものについての把握はございません。他方で特殊詐欺ではよく報道にもございますけれども、警察官をかたる詐欺や手口というのはございますので、今後そういったものが出てこないかについては当庁といたしましてもしっかりと確認していく必要があると考えております。

3点目のご質問をいただきましたIHCの削除依頼につきまして、こちらについては個別の数字はございませんけれども割合で申し上げさせていただきますと、昨年1月から6月までに削除依頼をしたものについて7月末で削除されているかどうか確認をしたところ、上半期の期間で言いますと大体8割程度は削除されているという状況でございます。以

上でございます。

【宋戸座長】 山本構成員がお尋ねになった警察庁、あるいは捜査機関に対するなりすましの問題はこの検討会でもそうですし、その前身でもありました健全性検討会でも問題になってきました発信主体の真正性を確保することの意味にも関わると、改めて思いました、ありがとうございます。それでは大谷構成員、よろしくお願いいたします。

【大谷構成員】 教えていただきたいのは今回のSNSへの対応というものと少し次元が違っているのですが、闇バイト関係の問題では必ず匿名性の高いアプリのインストールが行われているということで、こういったシグナルなどの通信アプリの利用実態などについて警察で把握されている情報がありましたら教えていただきたいというものです。基本的にこういった通信アプリというのは、犯罪にのみ利用されるものではないと思いますし、ダイレクトな通信手段の規制というのは通信の秘密や検閲の禁止といった観点から非常に慎重であるべきとは考えておりますけれども、一般の方が利用する上で闇バイトに誘導されている利用なのかそれ以外のものなのかという正規の利用との区別がそもそもできるものなのか、あるいは例えば未成年などがこういったソフトウェアをインストールできないようなペアレンタルコントロールのような仕組みというのは、導入可能性があるのかなどについて警察の方で把握されている情報がありましたらご提供いただきたいということで質問させていただいております。

【柴田理事官】 ご質問ありがとうございます。大谷構成員の方からいただいたご質問につきましては、先ほど山口構成員からも言及のありました、本人確認については、犯罪者だけではなくて一般の方も利用するといった観点から考えるべきではないかといったご指摘というように認識をしております。その上でまずシグナル等の利用実態について申し上げます。数字的なところはございませんけれども、私の方ではこういった「闇バイト」、特に特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺といったものについて取締り部分も担当をしておりますけれども、やはりこういった特殊詐欺とロマンス詐欺に関わるようなものというのはほぼシグナル、あるいはテレグラムといった匿名性の高いもの、時間が来ると自動的にメッセージが消えてしまうものを使っているというのが実感としてはございます。他方でおっしゃられたとおりシグナル、テレグラムというのは犯罪だけに使われるものではないということとはご指摘のとおりだと思いますし、先ほどの山口構成員からのご指摘もいただいておりますが、そういったところをどういう形で対応ができるのかにつきましては、今後総務省や関係事業者の方々、あるいは場合によっては有識者の方のご意見も聞きながら、警察として

も過度な規制にならないように、その在り方については関係者の皆様方と検討をさせていただく必要があると考えているところでございます。

【宋戸座長】 ありがとうございました。それでは資料3に基づくご説明、それから質疑はここまでとさせていただきます。柴田理事官、どうもありがとうございました。引き続き議論をお聞きいただき、また議論の流れで何かご質問が及ぶかもしれませんが、このまゐっていただければと思います。

続きまして議事の1の途中でございます。闇バイト問題に対する総務省としての取組につきまして資料3-3に基づき事務局よりご説明をお願いいたします。

【大滝補佐】 事務局から説明させていただきます。先ほど警察庁から説明いただいた政府の緊急対策を受けまして、総務省としても闇バイト対策について何ができるのかというところを検討させていただいております。まず次のスライドでは闇バイトの典型的な手口と総務省として考えている対策の全体像について載せさせていただきました。手口につきましては先ほど警察庁から説明がございましたので割愛させていただければと思いますが、総務省として考えている取組としては大きく三つございます。まず一つ目としてSNS等を利用した募集投稿の部分において、SNS等の事業者において闇バイトの募集に関する投稿がなされた場合には迅速な削除対応を行っていただくことが考えられると思っております。併せて、取組の二つ目として、SNS等の利用者に対して闇バイト問題について周知啓発活動を行っていくことも考えております。三つ目として、これはSNS等から離れる対策とはなるのですが、先ほど説明いただいたとおり闇バイトについては名義を偽って携帯電話を契約してそれを犯罪に利用するといったような実態がございますので、携帯電話などの契約時の本人確認を強化するといったことも考えております。

それぞれの対策について以降のスライドでもう少し詳しく見ていきたいと思います。まず取組の一つ目についてですが、闇バイトの募集投稿については従前より投稿の文面だけでは、それに当たるのかどうかなかなかSNS事業者等が判断しにくいという問題がありました。これに関しましては違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説が改定されるなどの対応がなされてきておりましたが、現在パブコメにかけております情プラ法に関連する違法情報ガイドラインの中でも、こういった情報が闇バイトの募集投稿に当たるのかといったところを明確化しております。具体的には資料3-1の後ろにつけさせていただいた参考資料をご覧になっていただければと思いますが、こちらのガイドラインの公表によって、事業者においてより適切な対応がなされるよう取組を行っていきたく

思っております。

続いて取組の二つ目ですが、SNS事業者等の利用者向けに教材や特設サイトを通じて周知啓発活動を行っていくことを取組の内容としておりまして、先ほど警察庁から説明があったように10代の青少年なども闇バイトの問題に巻き込まれてしまっているという実態がございますので、青少年向けの対策もきちんと行っていきたいと考えております。

続きまして取組の三つ目になります。取組の三つ目としましては、携帯電話等の契約時における本人確認の厳格化の取組になりますが、闇バイトの募集段階やその後の個別連絡の段階でSNSが使用されているという実態があるところ、アカウントの開設時にショートメッセージを使ったSMS認証という形で携帯電話番号が多く利用されているという現状がございます。こうした背景も踏まえまして、携帯電話番号の契約時に本人確認をしっかり行うことによって携帯電話の不正利用防止ひいては闇バイトの犯罪の抑止に繋がっていくと考えております。現在、携帯電話などの新規契約におきましては携帯電話不正利用防止法による本人確認が既に実施されているところですが、総務省におきましては本人確認の更なる厳格化をすべく、昨年別途開催されている利用環境研究会の下にぶら下がる不正ワーキンググループにおいて、有識者の先生方にこの点についてご議論をいただきまして、大谷主査に報告書を取りまとめいただいております。そちらの取りまとめの内容に基づきまして非対面の確認方法について、今年度内に関係省令改正に関するパブコメを実施していく予定です。

最後のスライドをお願いいたします。最後に資料3-1の説明の中で少し話題となりました昨年の12月18日に総務省が行った要請の内容について簡単に説明させていただきます。SMAJを通じてSNS等の大規模事業者を対象として要請を出させていただいたのですが、四つの項目について要請を出しております。一つ目につきましては違法情報ガイドライン案の中でも闇バイトの募集活動に関する投稿が職業安定法違反と判断することを盛り込んだといったような状況も踏まえまして、利用規約に基づく削除等のより迅速な対応を行うことを要請しております。二つ目といたしましては、SNS等のアカウント作成時の本人確認の手法について、SMS認証を活用するなどより厳格な手続きを実施していただくよう要請をしております。三つ目としましては捜査機関等からの照会を受けたときにそれに対して円滑に回答できるような体制の整備を要請しておりまして、最後に利用者への周知啓発活動についても要請を行っております。総務省の取組についての説明は以上となります。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それではただいまの事務局の資料3-3のご説

明につきまして、構成員の皆様からご質問等あればいただきたいと思います。またチャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。それでは上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】 ご説明ありがとうございました。いただいた中で取組に追加していただければと思っているのが一点あります。今回、職安法違反について、プラットフォーム事業者には形式的表示要件がないものは削除をすればいいという割と是非の判断が容易な形になりますが、それに対応して闇バイト募集側は、今後真偽はともかく記載はするという対策をされると思われます。そうすると、応募側には、書かれた連絡先に実在するかどうかを確認をしろという普及啓発が必要になります。そういう意味でのこれに対する対策の次を見据えた普及啓発をしていただけるといいかと思います。

またフィルタリングとペアレンタルコントロールの関係ですけれども、高校生ぐらいが多分バイトの募集に応じると思いますが、フィルタリングを利用する高校生はあまり期待できないと思います。そういう意味でフィルタリングとは何か別の対策が要るかと思っております。今テレグラムとシグナルのアプリレーティングを調べてみたところ、シグナルが12プラスでテレグラムが17プラスです。なぜシグナルは12プラスでテレグラムが17プラスなのか分かりませんが、少なくともテレグラムの方に合わせていただければ、ペアレンタルコントロールにより、17までの人は、これがダウンロードできないというようなことになると思います。国からアプリレーティングに何か言うのは難しいとは思いますが、アプリレーティングについての意見を言うような検討をしてもいいのかと思いました。以上2点です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。上沼構成員ならではのご指摘ですね。この点のご意見ということで総務省において引き取って検討いただくことでよろしいですか。

【大滝補佐】 総務省としましては問題ございません。上沼構成員いかがでしょうか。

【上沼構成員】 今後の検討というコメントですのでよろしくお願いします。

【宍戸座長】 この場なのか、青少年保護に関連する検討の場なのか、こども家庭庁にも関わるかもしれませんので、私と事務局で少し考えたいと思います。他に資料3-3のご説明についてご質問・ご意見等ございますでしょうか。それでは実質、既になだらかに移行してきているような気もいたしますけれども、議事の2の意見交換の方に移らせていただきます。

資料3-1に戻りまして、今後の検討に当たっての論点案について事務局よりご説明をお願いいたします。

【大滝補佐】 事務局から説明させていただきます。本日の会合で先生方にご議論いただきたい点として大きく四つ記載させていただきました。一つずつ簡単に説明させていただきます。まず論点1ですが、先ほど紹介した健全性検討会における制度的対応に係る提言の深掘りに当たりまして様々な項目があったところですが、こういった項目からどういった形で深掘りをしていくべきかという点について、ぜひご議論いただければと思っております。その検討に当たって健全性検討会の取りまとめでも関連する記載がございましたが、偽・誤情報につきましては累計として権利侵害情報、違法情報、有害情報に分けられるというように考えておりまして、これらの類型ごとに表現の自由などとの関係で対応の在り方というのは異なってくるというように事務局としては考えております。権利侵害情報につきましては情プラ法で対応しているところですので、今後の深掘りの中では違法情報、有害情報の類型に沿って、提言の各項目のうちこういった項目についてどのように深掘りしていくべきかにつきまして検討していくのが良いのではないかと考えておりまして、先生方に議論いただければと思っております。

論点の二つ目としましては、先ほどご紹介させていただいた闇バイト問題のようにデジタル空間における情報流通の課題というのは偽・誤情報に限られないというように考えております。そこでそういったその他の課題についてどのように対応をすべきかという点についてどう考えるべきかという論点を設定させていただいております。事務局としては、対策としてある程度共通してくる部分もございますので、偽・誤情報だけでなく闇バイト問題を含む違法情報全体について対応の在り方を検討していくのが良いのではないかと考えているところです。その際やはり闇バイトの問題のように違法情報の流通による被害が大きいことを踏まえ、違法情報対策についてまずは検討していくというプロセスが良いのではないかと考えているところですので、この点につきましても議論いただければと思っております。

その他、三、四で記載させていただいておりますが、今後実施する予定の諸外国の動向調査や事業者ヒアリングの中で、特にこういった点から確認や調査すべきという事項がございましたら、ぜひご意見いただければと思っております。以上となります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局のご説明、それから資料3-1の内容全体につきまして、構成員の皆様からご意見・ご質問等を頂戴したいと思います。例によりましてチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 ご説明ありがとうございました。深掘りの論点に関して、違法情報についての検討から対策を進める1, 2に関しては賛成です。というのはおっしゃるとおり権利侵害情報は情プラ法の対象で、被害者がいるものですから、ある程度の対応が期待できるころではありますけれども、違法情報は被害者からの通告がないので、それがなくても対応できる仕組みは必要だと思っています。有害情報に関しては、表現の自由の観点から対応が難しいかとは思いますが。難しいからしなくていいということではないですけれども、まず分かりやすいところからすべきかと思っています。諸外国の動向調査に関して言うと、諸外国の動向調査の時に是非やっていただきたいのは、法制度の体系を総合的に調査していただければと思います。一つの法制度だけを見てもよく分からず、他の法制度と関係してそのような法律があるというところがあると思うためです。非常に難しいことを申し上げて申し訳ないですけれども、関連する法制度をまとめていただかないと分からないと思いました。以上2点です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 ご説明いただきありがとうございました。私から3点コメントさせていただきます。まず一点目が、資料とは直接関係がございませんが、やはり昨今のメタ並びにIT事業者の動きというところは無視できないことというように感じます。メタの話をする1時間以上話してしまうのでそこは置いて、ただあのようなことが起こったということは改めて私達に課題を突きつけたと思います。つまり、多くの一般市民の方たちがコミュニケーションしているようなところで言論のインフラのような道路のようにあるわけですが、ただ結局民間事業者の一サービスにすぎないわけです。例えば経営者が変わって方針が変わる、あるいは米国の政治状況が変わるといったことで、その環境が大きく変化するということが改めて分かったということなのかというように思います。ですので、やはりプラットフォーム事業者とももちろん連携して自主対応を求めていくというのはすごく大事なことですけれども、一律のどうしてもここを押さえなければいけないといったところはやはりあってもらいたいというところは、ある程度制度的なところも必要になってくるのかというように感じましたので、今回あの件が起こる前に、ここではその制度についていろいろ議論してきたわけですが、引き続きあれを受けて今後の議論もまた変わる部分もあるかというように感じた次第です。

二点目は今後の議論いただきたい点に書いてありますところの3番目、諸外国の制度整備の動向調査というところで、こちらは御省が非常に力を入れていて何度も何度も調査さ

れているということは私も理解しておりますし、また、目まぐるしく各国の制度が変化していく中で継続的に調査していくことは極めて重要なことだということも理解しております。私が常に大事だと思っているのが、日本としてどうするかという視点だと思います。つまり今は欧州も米国も全然違う対応をしているわけです。さらに言うとアジア圏も全然違うシステム、最近だとオーストラリアの新しい法律が話題ですけれども、様々なところが様々な思惑でいろいろな制度をしていたり対策をしていたりするということで、日本に何が馴染むのか、どういった方向性が馴染むのかといったところ、つまり日本独自の事情や文化的な要素も考慮しなければならない。それに当たって、もちろん出てきた調査結果からそういった日本の事情を加味して制度を考えていくとは思いますが、ただ日本の事情というところについても例えば制度のニーズはこういったものがなじみやすいといったところが国内においても調査があって、それを合わせて何か検討できるとよりエビデンスベースで決められると感じました。

最後に4番目の闇バイトに関するヒアリングをされるということで、これは極めて重要なことだというように感じております。プラットフォーム事業者とコミュニケーションをしている中でも、少なくとも日本の支社は闇バイトに関しては非常に重い問題として受けとめているような印象は受けております。ただそういった中で、先ほども少し申し上げましたし資料にも少し書かれていましたが、この闇バイトの募集が一体どれなのかということの判断というのは結構難しい面もあるので、対策というのは難しいとは思いますが、ただ各社いろいろ今動き始めている中で、もう実はこういうことをやっています、あるいはこういったことが効果ありましたといったところもあると思います。なので、そういった具体的な対策や効果、さらには課題をうまく抽出して、その中でベストプラクティスが出てきたらそれをぜひ各社にやってもらおうといったような、まずはどういった対策が有効かというところをしっかりと把握できるといいと思いました。もちろん今どんなことをやっていてどんな問題が発生しているというような実態も把握した上での話というように思います。私からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。山口構成員がおっしゃった2点目は上沼構成員がおっしゃった2点目とも密接に関連する論点だと思いました。ありがとうございます。それでは増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 ありがとうございます。私からは情プラ法では対応困難な事案として闇バイト以外においても財産被害というものが発生しているという状況を踏まえまして、例

えば投資詐欺であったり国際ロマンス詐欺などに対する最初の段階では、なかなかそれがそういうものであるということがプラットフォーム事業者においても判断が難しいというように思いますので、そこに入り込んでしまった人や気がついた人からの通報窓口であったり、それから被害に遭いそうな状況であるということを伝える窓口の設置義務とともにアピールしていただく必要があるかと思います。それと同時にそういうことが問題であるということをご一般の方にも周知していただく必要があるかと思います。商品やサービスに関する問題というのもありますので、やはり問題のある商品やサービスなどに関わってしまうきっかけとなっている広告やYouTuberの動画だったりとこのものについての問題意識をもっと一般の方に理解していただくのと、そこから通報していただく窓口の周知が非常に重要ではないかと考えております。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは続きまして曾我部構成員、お願いいたします。

【曾我部構成員】 闇バイト問題をはじめとする違法情報の流出に対する対策をまずは進めてはどうかというご提案ですけれども、こちらは構成員の皆様がそういうことで同意されるということであれば特に体制に異を唱えることでもないですが、私は若干違和感があって、特にここに書いてある違法情報の流通に被害が大きいことを踏まえというのは被害があるから違法になっているのであって、そういうことを言うと有害情報よりも違法情報対策を常に優先することになりかねないわけです。健全性検討会におきましては先ほど山口構成員からも直近の状況を絡めてお話がありましたけれども、偽情報の問題であったりといったところについて、ようやく踏み込んだ議論ができた。これは山本構成員のご尽力それから宋戸座長のご尽力もあったところですので、そこでかなり踏み込んだ提言がなされたわけです。その後先ほど山口構成員からご言及のあったメタの問題であったり、あるいは日本国内でも選挙にまつわる様々な問題が生じている中で、違法情報の流通以前から総務省等々で議論してきた事ですので、そういう意味では若干後戻り感が見えるところであるわけです。ですので、今回当面闇バイト問題、違法情報の問題を検討されることはそういう方針であればそれはそうだと思いますので、やはり健全性検討会の成果を無駄にしないような今後の進め方というのが求められるのではないかとこのように思います。

もう一点、諸外国調査に関して申し上げたいのですが、これは私も以前から申し上げているところですが、制度そのものもさることながら各国当局がどのような体制でどの

ように情報収集・分析をし、法律を執行しているのか、あるいは集めた情報や知見に基づいて新たな対策を検討したりしているのかといったところ、つまり法執行にまつわる実情と
いいですか実態といったところにも関心を持って調査していただくと非常に有益なのでは
ないかと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 私からも3点ばかり申し上げたいと思っていまして、一つは繰り返しになりますが、先ほどの犯罪実行者募集情報の問題がどこにあるのかというと、先ほど山口構成員のお話もありましたが本当に犯罪実行者募集情報なのかどうか分からないということです。違法化するのが難しいというのは分かるのですが、実際の対応としては先ほど警察庁のご説明にありました4ページのような、この発信者は犯罪者かもしれませんよという警察のリプライが付くということになるわけです。もし犯罪実行者募集情報が分からないのであれば、そのようなことをしていいのかという話に当然なるわけで、よく分からないけれども問題の解決のためには一定の対応が必要だということは、やはり国民的議論をしてしっかり法制度化しないと、事実上本当は犯罪者募集かどうか分からないけれども、問題が重大だから事実上の処理で済ますというのは逆だと思っていまして、難しい問題であるからこそ法制度化しないとできないのではないかと思います。逆に言いますと何か事実上問題の大きい情報というのが出てきたときに法律はないけれども、あるいはたまたまある職安法のような違う法律があるけれども、そこは別件逮捕で片付けてしまうということは、本来の道からは外れているのではないかと思います。

もう一つ、海外の法制度調査のところですが、それにつきましては、できればいろんなところで問題になっている利用者の本人確認について、古いものは拝見したことがあるのですが、海外でどのようにされているのかアップデートしていただければと思っております。

それから3点目に犯罪利用との関係で、本人確認とともにログをどうするかということが議論されてきているように思います。今日のご説明にはなかったのですが、いろんなところでログの保存の問題を伺うような気がしておりまして、特にSNSへの投稿のログにつきましては、保存期間というものが一定程度決まっております。これはどう決まっているのかというと一定の期間保存しなければいけないということではなくて、長期間にわたって保存することは通信の秘密との関係から問題であるというようにされています。これについても、私は現状の通信の秘密の関係で過度に長期間保存することは、漏えい等の問題が

発生するから良くないという考え方が基本的には妥当すると思っておりますけれども、この問題との関係で仮にログの保存期間を見直すというようなことになるのだとすれば、それは通信の秘密等の観点からしっかりした検討が必要ではないかというように思っております。以上です。

【宋戸座長】 森構成員、ありがとうございました。それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。私自身が健全性検討会の検討のところについて詳しくないので、既に調査が行われているということであればそのようにご指摘いただければと思っているのですが、このような違法情報を一般の利用者が探知した場合に、例えばコンテンツを報告する、ポストを報告するというような仕組みがあって、それがどのように利用されていて、またその報告があったものにSNS事業者がどのように対応してきているかというようなことについての実態調査というのが行われているかどうかについて確認したいと思っております。ヒアリングの際に、例えばこの1年間で行われた違法情報らしきポストの報告などに対しての対応実績などを開示していただき、実情を把握していくということは少なくとも必要な事項になるのではないかと考えております。偽情報や誤情報に対するコンテンツモデレーションの実態や体制などについてはこれまでもヒアリングの機会を多数設けてきておりますけれども、違法情報ということについて、日本の法律をどのように理解して何を違法というように判断してきたかという枠組みを含めてヒアリングを実施させていただくことが望ましいかと考えております。以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ご発言のご希望について一通り伺いましたけれども、さらに他の構成員のご発言を踏まえてということで何かございますでしょうか。少し場繋ぎ的に構成員の皆様からいただいたご意見を少し整理しながら申し上げたいと思います。

第一に今示していただいている事務局の論点案の1、2に共通して関連するところでございますけれども、違法情報の問題あるいは情報の発信・流通に対する対策が、闇バイト問題に見られますように非常に喫緊の課題であり、それについて加速して取り上げていくべきだということについてはおおむねご意見の一致があったように思いますが、同時に健全性検討会でこれまで議論してきた偽情報、誤情報対策全体についてどう考えていくかという問題については、制度的な対応に関する提言を前回の健全性検討会のワーキンググループからいただいた整理があり、それをしっかり深掘りしていくべきでないかという曾我部

構成員のご指摘は私も同感でございます。とりわけ山口構成員から御指摘のありましたように、健全性検討会の報告書が出た後も非常に短い期間で、プラットフォーム事業者の方々を巡る環境が変化した結果として、デジタル空間における情報流通の在り方の環境が非常に変わってきておりますので、そのことを踏まえて違法情報にとどまらず、制度的な検討については深掘りをしていくということは当然必要なことと思っております。このことは後ほど今後の進め方ということで、制度ワーキンググループに私からもお願いをしたいと思っております。

それから3の諸外国の制度整備の動向調査についても、非常に重要なご指摘が幾つかございました。一つは上沼構成員からご指摘ありましたように、分かりやすくDSAがという部分部分を切り取る話ではなくて、日本で言えば民事訴訟法であったり刑事訴訟法であったりも含めた全体的な調査と全体の文脈が分からないといけないのではないかとということがございましたし、曾我部構成員からもご指摘ありましたが、現実の法執行の体制や運用、またその結果から出てくる制度の見直しといったプロセス、ガバナンス全体についても、文献調査等などでは難しいところもありますけれども、把握していただくということが必要であるだろうというのはご指摘のとおりだと思います。

また個別のご指摘といたしましては、森構成員から本人確認をSNS事業者などがどのようにしているのかについてのバージョンアップが必要なのではないかと御指摘もございました。これらは取り込んで調査を設計していただければと思います。あわせてこれは3で得られた成果と1、2の部分の突き合わせになりますけれども、山口構成員がおっしゃいましたように、日本の実態の調査、まさにこの検討会でヒアリングなどを通じて行っている部分があると思いますけれども、諸外国の制度整備と、その中から日本の現状あるいは文化あるいはサービスの環境といろいろなことを、どのように突き合わせて制度について検討するかも制度ワーキンググループにおいてご検討いただく点かと思いますが、重要な御指摘と受け止めたところでございます。

それから4点目のSNS事業者の方々に対するヒアリングということで、総務省からされたお願いについてのフォローアップでございますけれども、同時に諸外国ではこういった問題にどのように対応されているのか、先ほど言った制度運用に関する外国の制度整備調査をする一方で、事業者の方々ご自身についても諸外国ではどう対応されているか、EU法圏ではどう対応されるのか、アメリカではそのようなことが問題にならないかといったことを両面から聞くことによって、クリアな全体像が描けると思いますので、この点はヒアリング

において特に実施することかと思えます。

最後に森構成員から通信ログの保存について通信の秘密との関係で慎重な専門的なご検討が必要ではないかというご指摘ありました。これについて私も同感でございます。

一通り構成員の皆様からいただいたご指摘をさらいつつ、最後にもう一点申し上げれば、広い意味で全体に関わるお話といたしまして、増田構成員からいただきましたデジタル空間における財産的な被害を受ける消費者の保護についてのプロアクティブな対応を、事業者、民間全体あるいは官民全体で求めるご指摘もございました。これも関連する省庁も多いかと思えますけれども、この場での重要な御指摘かと思えますので、その取扱いも私と事務局の方で考えさせていただければと思っております。

ひとまず構成員の皆様からいただいたご意見を私なりに整理しながら申し上げましたが、また例によって歪曲しているなど何かいろいろあるかもしれませんし、思いつかれたこともさらにあろうかと思えます。まだ若干時間がございますので、さらに自由にご発言があれば承りたいのですが、いかがでしょうか。チャット欄でご遠慮なくいただければと思えます。山本構成員、お願いいたします。

【山本座長代理】 今宍戸座長がおっしゃったことに本当に尽きるなというように思っておりますけれども、いくつかコメントさせていただきます。先ほど曾我部構成員からお話があったように有害情報を含む問題についてやはり今後はしっかり検討していく必要があるのではないかというように感じました。とはいえ、まず優先度合いを付けなければいけないというところと言えば、違法情報から議論を始めるということについて私も賛同いたします。繰り返しますけれども、そのことは有害情報について完全に射程から切り離したということではおそらくなくて、いわゆる若者の依存症の問題やメンタルヘルスの問題も海外では指摘されるところだと思いますので、今回優先的に違法情報からやるとして、法令違反情報でなければ逆に何をやってもいいということでは必ずしもないのではないかと思います。そういったところで、今後も議論を深めていかなければいけないと思いました。

2点目ですけれども、今後は法令違反情報については、対応義務のようなものを法的に求めるということも検討の余地があるかと思えます。その場合、やはり権利侵害情報に比べて濫用のリスクが高くなるように思いますので、そういった検閲的な運用にならないような透明性の規律といったことも合わせてしっかり検討していかなければいけないのではないかと思います。

それから最後、これも曾我部構成員あるいは大谷構成員、宍戸座長から御指摘あった海外

調査のところでもやはりエンフォースメントの実態や効果、あるいはそのリアクションも併せて調査をされると我々としては非常に議論しやすくなってくるかというように感じました。差し当たり以上です。ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。1点目、3点目は制度WGの主査としての山本構成員が引き取っていただけるということで、私としては大変安心をいたしました。

2点目のお話は、まさに森構成員が繰り返しご指摘されているように、とりわけプラットフォーム事業者、SNS事業者の方々に違法情報の媒介ないし流通に関する法的な義務を課す場合には、有名な成原先生のおっしゃりようで言いますと、媒介者を通じた検閲等にならないようにするためには、少なくとも何が媒介してはならない違法情報なのかということ自体が法令において明確に定義されていなければ、異議申立ても何もできないので、それが必要であるということは、媒介の側から議論しているこの場においても重要な視点ということで、これは政府全体において必ず共有して意識していただく課題ということを改めて申し添えたいと思います。それでは上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】 1の深掘りの話で違法情報からというように申し上げたのですけれども、有害情報に多分分類されるのかもしれませんが緊急性の高い、例えば震災時の流言などは今のうちに検討しておく必要があるというのを申し上げ忘れました。実際の対応が必要な時点ではとても検討できないということと、場合によっては生命・身体に影響するということなので、その点は少し重点ポイントが上がるのではないかなと言おうと思っていましたので追加です。

【宋戸座長】 ありがとうございました。この点は先ほど曾我部構成員がおっしゃられたのと重なります。災害時それから例えば選挙運動期間中の問題などをどう考えるかはずっと健全性検討会でも議論のあった点でございますので、これについては引き続きこの場で議論していくということは当然のことかと思っております。さらにご意見、あるいはご質問等いかがでしょうか。今日のところはよろしいですか。

本日いただいたご意見を踏まえまして、ここでお示しをしている今後の検討に当たっての論点案はバージョンアップすることになるだろうと思うのですが、まずそれだけでなく、実際の回し方についても本日いただいたご指摘を踏まえて進めていくということにしたいと思います。この点については事務局と私の方で相談をして、おそらくは次回研究会において今後の検討に当たっての論点はこうですということで、実際に実施していくということになるかと思います。また、とりわけ1の辺りについては制度的対応に係る提言、健全性検

討会における提言を踏まえた深掘りについて制度ワーキンググループでしっかり進めていただくということをお願いしたいと思います。そのように進めさせていただくということで、構成員の皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。チャット欄でもご異議ないといいただいております。

あわせて、私からご提案でございますけれども、先ほど森構成員からご指摘ありましたように、電気通信事業者が保有する通信履歴の問題でございます。この点、電気通信事業者の保有する通信履歴が捜査あるいは情報流通プラットフォーム対処法における発信者情報開示請求に対する対応の前提となるということは、構成員の皆様よくご承知のとおりでございます。そしてこの点は森構成員から御指摘ありましたけれども、この通信履歴の保存期間の問題をどのように考えるかについては、捜査あるいは事業上の必要等々、様々な保存の必要性がある一方で、通信の秘密それから個人情報の保護とのバランスの観点から、これまでは電気通信事業における個人情報保護ガイドラインの中で、通信履歴の保存期間について定めがあり、また解説も書かれ、これを踏まえて電気通信事業者の皆様において保存期間を設定し運用されているところでございます。このような観点からいたしますと、通信履歴の保存の在り方につきましては、先ほど申し上げましたけれどもガイドライン、さらにはその根っこになっております電気通信事業法上の通信の秘密の在り方に関わります。この問題については、例えばこの場でやるというのも一つの考え方かもしれませんが、総務省利用環境課の方でICTサービスの利用環境の整備に関する研究会を別途持っており、この場の構成員の方々の何人かはその研究会あるいはワーキンググループにも関わりのいただいております、何より私も両方巻き込まれているわけでございますけれども、今申し上げましたICTサービス利用環境整備研究会の方で、この通信履歴の保存の在り方について、通信の秘密等々の関係での専門的なご検討ということで、そちらの検討会で検討を進めていただきます。そしてその後、デジタル空間の諸課題への対処を検討しているこの場においても、専門的な検討の成果を踏まえて改めて更に議論をしていくという段取りを踏みたいと考えました。この点、構成員の皆様いかがでございますか。ありがとうございます。ご異議ないということでございますので、そのように進めさせていただきます。なお先ほど申し上げましたICTサービスの利用環境整備に関する研究会の方では、闇バイト問題に関連して携帯電話契約時の本人確認の在り方等についても検討が進められる予定と承知をしています。そういう意味で両方に関わっておられる構成員の方々にはそれぞれの観点から検討のご議論に参加していただくということになりますが、よろしく願いいたします。本日予定した議

事は以上でございますが、何か改めましてご質問・ご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは最後に事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。次回会合につきましては別途事務局からご案内させていただきます。事務局からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了となります。以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第3回会合を終了とさせていただきます。お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。

【終了】